

社会福祉法人小国福祉会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小国福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、社会福祉法人小国福祉会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 費用弁償額を次の通りとする。

- (1) 役員等が理事会、評議員会に出席した場合
1日当たり2,000円
- (2) 役員等が上記の会議又は各種研修等に出席した場合は、
「社会福祉法人小国福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員には、この規程に基づく費用弁償は支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

- 1 この規程は平成29年12月15日（評議員会の決議日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。